

豊明市行政評価制度 「事務事業」評価票

一般事務事業	経常事務事業	建設事務事業
--------	--------	--------

第5次行政改革大綱第1次アクションプランとの関連	
<input type="checkbox"/> 有	
<input checked="" type="checkbox"/> 無	

1 事務事業の概要

1-1 事務事業の名称	要保護児童対策地域協議会の設置・運営事業							
1-2 担当	部	健康福祉部	課 又は施設	児童福祉課	係	児童係	評価票作成者	家庭支援担当係長 浜島 司
1-3 総合計画における施策の体系	節	保健福祉			基本施策	少子時代の子育て支援	コード	2 2 1
		健康で安心して暮らせるふれあい・支えあいのまちづくり			単位施策(中)	社会全体で子育てを支援する施策の充実	コード	2 2 1 2
	項	社会福祉			単位施策(小)	児童虐待対策事業の充実	コード	2 2 1 2 2
1-4 事務事業の目的の精査	対象と対象の数	児童福祉法第6条の3に規定する要保護児童		意図(対象を事務事業によってどのような状態にするのか)	関係機関との定期的な会議を開催し、情報を共有し虐待等の早期発見に努める。			
1-5 事務事業の内容	虐待を受けている子どもを始めとする要保護児童の早期発見や適切な保護を図るためには、関係機関がその子ども等に関する情報を共有し、適切な連携支援を図ることを目的とする。							

2 事務事業実施の状況

2-1 事務事業の実施における基本認識	事務事業実施にあたって心がけた改善の取組み		社会状況等の事務事業がおかれる環境把握		市民ニーズの認識	
	平成18年度	豊明市要保護児童対策地域協議会を設置することにより児童虐待情報を早期に共有できた。	児童虐待等が年々増加している。		虐待に対する認識度も増し、市民通報も増えており早期発見につながる。	
	平成19年度	実務者会議を毎月開催し要保護家庭の見守りに努めた。	"	"	"	
	平成20年度	"	"	"	"	
	平成21年度					
	平成22年度					
	平成23年度					
	平成24年度					
	平成25年度					
	平成26年度					
平成27年度						

2-2 総合計画における単位施策成果指標	事務事業成果指標名		前期目標値(単位)	後期目標値(単位)	指標の説明
	要保護児童対策地域協議会の内、ケース検討会の開催回数		0(回)	0(回)	児童虐待を減少させるため、要保護児童対策地域協議会の代表者会を年1回、実務者会を月1回定期的に開催し、必要に応じてケース検討会を実施。ケース検討会を開かないで済む虐待事例がないことを目標として設定した。

2-3 成果指標に係る活動実績とコストの推移(アウトプット分析)		平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
	活動実績 a(回)	19(回)	28(回)	29(回)							
	直接事業費 b(千円)	0	36	36							
	人件費 c(千円)	630	1,145	1,178							
	合計コスト d(b+c)(千円)	630	1,181	1,214							
単位コスト d/a(千円)	1回当たり 33	1回当たり 42	1回当たり 42	当たり	当たり	当たり	当たり	当たり	当たり	当たり	

アウトプット実績(活動数値)の補足説明

→ 活動実績はケース検討会を含めた実務者会、代表者会の合計開催実績
 直接事業費は要保護児童対策地域協議会の代表者会委員報酬
 人件費は実務者を1時間、ケース検討会開催時の勤務を平均2時間と設定し算出 (2-4達成率算出式: 基準年数値18 - 実績値15 / 基準年数値18 - 後期目標値0)

2 - 4 成果指標に対応する実績と達成度の推移		平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
指標対応実績(単位は回)		18	15	16							
後期目標値に対する達成度(%)		0%	17%	11%							

3 事務事業の自己評価結果

3 - 1 評価結果(アウトカム自己分析)		平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
単年度担当課評価		A	A	A							

4段階評価結果
 A : 上位目的である施策に貢献しているので継続する
 B : 事務事業の実手法や環境(予算的・人的)に改善が必要
 C : 縮小等、事務事業としての見直しが必要
 D : 事務事業の廃止が相当

判断の基準
 必要性(必要な事務事業であるか)
 公共性(公が実施する意味があるか)
 妥当性(ニーズに対して投入が適正か)
 効率性(結果に至る活動に無駄はないか)
 有効性(活動の結果が上位の目的に貢献しているか)
 市民満足度(事務事業が対象にしている市民を満足させているか)

3 - 2 評価の内容	今後の環境変化を踏まえた課題認識	次年度に向けて改善する取組み	事務事業の担当課としての単年度の取り組みの自己評価
平成18年度	児童虐待を未然に防ぐためには、関係機関との連携を密にし、相談組織の充実が特に必要である。	家庭児童相談室における相談員の増員を図る。	児童虐待を未然に防ぐための組織の充実が図れた。
平成19年度	"	"	児童虐待対策として相談員の勤務時間を増加させた。
平成20年度	"	"	深夜や休日の児童虐待の通報時における職員体制の確保に留意した。
平成21年度			
平成22年度			
平成23年度			
平成24年度			
平成25年度			
平成26年度			
平成27年度			

4 事務事業の総合評価結果

4 - 1 総合評価の結果	結果	審査会による改善方向の指示
平成18年度	A	継続して事業を進めること。
平成19年度	A	継続して事業を進めること。
平成20年度	A	継続して事業を進めること。
平成21年度		
平成22年度		
平成23年度		
平成24年度		
平成25年度		
平成26年度		
平成27年度		